定院写写了。QQA.



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか?
A 1	はい。掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必
	ずご利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか?
A 2	1人あたり年額合計 700 円ですので、この場合2人で 1,400 円となります。
Q 3	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいい
	ですか?
A 3	キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう
	ご協力をお願いします。お子さまにお金を持たせることは、やめてください。
Q 4	1日だけのイベントへの参加でも掛金を支払うのですか?
A 4	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合
	でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 5	今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか?
A 5	各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが
	加入している保険の掛金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば
	引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。
Q 6	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金の 700 円は
	返還してもらえますか?
A 6	一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。
Q 7	保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか?
A 7	保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅へ
	の一時帰宅も可)の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動に
	よる筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しまんので、保険金支払の対象にはなりま
	せん。
	※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です。
0.0	※往復途中とはキッズクラブから自宅へ「通常の経路」で真っ直ぐに帰宅することです。
Q 8	子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったので
۸.0	すが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか?
A 8	はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象と
	ならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるもの
Q 9	ではなく、定額の支払となります。 どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか?
A 9	このような事成が賠債負任保険金の支払いの対象となるのでしょうが? 子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさ
7.5	」ともが、ラベックの船動中にクラッド手段の窓がラベを破損した。他の光重にケガをとして治療費を請求されたなど法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。
Q10	子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買替費用が全て補償されるのでしょうか?
A 10	いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。
Q11	事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。
A11	キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、
, , , ,	そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後
	に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッ
	フに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必
	要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要にな
	る場合がありますので、領収書は保管しておいてください。